

守山市使用料および手数料条例(昭和30年条例第35号)新旧対照表

現行			改正後（案）			備考
<p>○守山市使用料および手数料条例</p> <p>昭和30年4月8日 条例第35号</p> <p>別表34（第2条関係）</p> <p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく事務手数料</p>			<p>○守山市使用料および手数料条例</p> <p>昭和30年4月8日 条例第35号</p> <p>別表34（第2条関係）</p> <p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく事務手数料</p>			<p>法改正に伴う改正</p>
区分	金額		区分	金額		
	新築	増築または改築		新築	新築以外	
<p>(1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(以下この表において「法」という。)</p> <p><u>第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定</u>の申請に対する審査の手数料</p>			<p>(1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(以下この表において「法」という。)</p> <p><u>第5条第1項から第7項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画または長期優良住宅維持保全計画の認定</u>の申請に対する審査の手数料</p>			

<p>ア 法第6条第2項の規定による申出がない場合</p> <p>(ア) <u>建築しようとする住宅</u>(法第2条第1項に規定する住宅をいう。以下この表において同じ。)が<u>一戸建て住宅</u>のとき。</p>			<p>ア 法第6条第2項の規定による申出がない場合</p> <p>(ア) <u>認定を受けようとする住宅</u>(法第2条第1項に規定する住宅をいう。以下この表において同じ。)が<u>一戸建ての住宅</u>のとき。</p>			
<p>a 床面積の合計が100平方メートル以内のもの</p>	<p>47,000円(住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第6条の2第3項または第4項の規定によりその住宅の構造および設備が法第2条第4項に規定する長期使用構造等である旨が記載された確認書もしくは住宅性能評価書ま</p>	<p>71,000円(確認書等の添付がなされたものにあつては、22,000円)</p>	<p>a 床面積の合計が100平方メートル以内のもの</p>	<p>47,000円(住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第6条の2第3項または第4項の規定によりその住宅の構造および設備が法第2条第4項に規定する長期使用構造等である旨が記載された確認書もし</p>	<p>71,000円(確認書等の添付がなされたものにあつては、22,000円)</p>	

	たはこれらの写し（以下この表において「確認書等」という。）の添付がなされたものにあつては、15,000円)			たはこれらの写し（以下この表において「確認書等」という。）の添付がなされたものにあつては、15,000円)	
b 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	71,000円（確認書等の添付がなされたものにあつては、22,000円）	106,000円（確認書等の添付がなされたものにあつては、33,000円）	b 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	71,000円（確認書等の添付がなされたものにあつては、22,000円）	106,000円（確認書等の添付がなされたものにあつては、33,000円）
c 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	95,000円（確認書等の添付がなされたものにあつては、30,000円）	141,000円（確認書等の添付がなされたものにあつては、44,000円）	c 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	95,000円（確認書等の添付がなされたものにあつては、30,000円）	141,000円（確認書等の添付がなされたものにあつては、44,000円）
(イ) <u>建築しようとする住宅が共同住宅または長屋住宅</u> のとき。	aに掲げる床面積の合計の区分に応じて定める額に、bに掲げる認定を受けようとする住戸の床面積の合計の区分に応じて定める額を合算した額	aに掲げる床面積の合計の区分に応じて定める額に、bに掲げる認定を受けようとする住戸の床面積の合計の区分に応じて定める額を合算した額	(イ) <u>認定を受けようとする住宅が共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅</u> のとき。	aに掲げる床面積の合計の区分に応じて定める額に、bに掲げる認定を受けようとする住戸の床面積の合計の区分に応じて定める額を合算した額	aに掲げる床面積の合計の区分に応じて定める額に、bに掲げる認定を受けようとする住戸の床面積の合計の区分に応じて定める額を合算した額
a 建築物の床面積の合計の区分			a 建築物の床面積の合計の区分		
(a) 建築物の床面積の	66,000円（確認書等の	99,000円（確認書等の	(a) 建築物の床面積の	66,000円（確認書等の	99,000円（確認書等の

b 認定を受けようとする住戸の床面積の合計の区分			b 認定を受けようとする住戸の床面積の合計の区分		
(a) 認定を受けようとする住戸に係る床面積の合計が 500 平方メートル以内のもの	42,000 円 (確認書等の添付がなされたものにあつては、12,000 円)	63,000 円 (確認書等の添付がなされたものにあつては、18,000 円)	(a) 認定を受けようとする住戸に係る床面積の合計が 500 平方メートル以内のもの	42,000 円 (確認書等の添付がなされたものにあつては、12,000 円)	63,000 円 (確認書等の添付がなされたものにあつては、18,000 円)
(b) 認定を受けようとする住戸に係る床面積の合計が 500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの	69,000 円 (確認書等の添付がなされたものにあつては、21,000 円)	103,000 円 (確認書等の添付がなされたものにあつては、32,000 円)	(b) 認定を受けようとする住戸に係る床面積の合計が 500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの	69,000 円 (確認書等の添付がなされたものにあつては、21,000 円)	103,000 円 (確認書等の添付がなされたものにあつては、32,000 円)
(c) 認定を受けようとする住戸に係る床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え 3,000 平方メートル以内のもの	123,000 円 (確認書等の添付がなされたものにあつては、30,000 円)	184,000 円 (確認書等の添付がなされたものにあつては、46,000 円)	(c) 認定を受けようとする住戸に係る床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え 3,000 平方メートル以内のもの	123,000 円 (確認書等の添付がなされたものにあつては、30,000 円)	184,000 円 (確認書等の添付がなされたものにあつては、46,000 円)
(d) 認定を受けようとする住戸に係る床面積の合計が 3,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの	229,000 円 (確認書等の添付がなされたものにあつては、57,000 円)	342,000 円 (確認書等の添付がなされたものにあつては、85,000 円)	(d) 認定を受けようとする住戸に係る床面積の合計が 3,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの	229,000 円 (確認書等の添付がなされたものにあつては、57,000 円)	342,000 円 (確認書等の添付がなされたものにあつては、85,000 円)
(e) 認定を受けようとする住戸に係る床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの	379,000 円 (確認書等の添付がなされたものにあつては、98,000 円)	568,000 円 (確認書等の添付がなされたものにあつては、147,000 円)	(e) 認定を受けようとする住戸に係る床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの	379,000 円 (確認書等の添付がなされたものにあつては、98,000 円)	568,000 円 (確認書等の添付がなされたものにあつては、147,000 円)
(f) 認定を受けようとする住戸に係る床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 20,000 平方メートル	705,000 円 (確認書等の添付がなされたものにあつては、162,000 円)	1,056,000 円 (確認書等の添付がなされたものにあつては、242,000 円)	(f) 認定を受けようとする住戸に係る床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 20,000 平方メートル	705,000 円 (確認書等の添付がなされたものにあつては、162,000 円)	1,056,000 円 (確認書等の添付がなされたものにあつては、242,000 円)

<p>以内のもの</p> <p>(g) 認定を受けようとする住戸に係る床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの</p> <p>(h) 認定を受けようとする住戸に係る床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの</p> <p>イ 法第6条第2項の規定による申出がある場合</p>	<p>981,000円(確認書等の添付がなされたものにあつては、199,000円)</p> <p>1,189,000円(確認書等の添付がなされたものにあつては、212,000円)</p> <p>アに掲げる住宅の種類および床面積の区分に応じて定める額に、当該認定の申請について法第6条第2項の規定による申出がなかったとした場合、当該認定の申請に係る建築物について、建築基準法第6条第1項の規定による建築物の確認または同法第18条第2項の規定による建築物の計画の通知に対する審査を受けるために納付すべき手数料として別表22の規定により算定して得られる額を合算した額</p>	<p>1,470,000円(確認書等の添付がなされたものにあつては、297,000円)</p> <p>1,782,000円(確認書等の添付がなされたものにあつては、317,000円)</p> <p>アに掲げる住宅の種類および床面積の区分に応じて定める額に、当該認定の申請について法第6条第2項の規定による申出がなかったとした場合、当該認定の申請に係る建築物について、建築基準法第6条第1項の規定による建築物の確認または同法第18条第2項の規定による建築物の計画の通知に対する審査を受けるために納付すべき手数料として別表22の規定により算定して得られる額を合算した額</p>	<p>以内のもの</p> <p>(g) 認定を受けようとする住戸に係る床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの</p> <p>(h) 認定を受けようとする住戸に係る床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの</p> <p>イ 法第6条第2項の規定による申出がある場合</p>	<p>981,000円(確認書等の添付がなされたものにあつては、199,000円)</p> <p>1,189,000円(確認書等の添付がなされたものにあつては、212,000円)</p> <p>アに掲げる住宅の種類および床面積の区分に応じて定める額に、当該認定の申請について法第6条第2項の規定による申出がなかったとした場合、当該認定の申請に係る建築物について、建築基準法第6条第1項の規定による建築物の確認または同法第18条第2項の規定による建築物の計画の通知に対する審査を受けるために納付すべき手数料として別表22の規定により算定して得られる額を合算した額</p>	<p>1,470,000円(確認書等の添付がなされたものにあつては、297,000円)</p> <p>1,782,000円(確認書等の添付がなされたものにあつては、317,000円)</p> <p>アに掲げる住宅の種類および床面積の区分に応じて定める額に、当該認定の申請について法第6条第2項の規定による申出がなかったとした場合、当該認定の申請に係る建築物について、建築基準法第6条第1項の規定による建築物の確認または同法第18条第2項の規定による建築物の計画の通知に対する審査を受けるために納付すべき手数料として別表22の規定により算定して得られる額を合算した額</p>
<p>(2) 法第8条第1項の規定に基づく <u>長期優良住宅建築等計画</u>の</p>	<p>(1)の項に掲げる場合、住宅の種類および床面積(当該計画の変更に</p>	<p>(1)の項に掲げる場合、住宅の種類および床面積(当該計画の変更に</p>	<p>(2) 法第8条第1項の規定に基づく <u>長期優良住宅建築等計画</u>ま</p>	<p>(1)の項に掲げる場合、住宅の種類および床面積(当該計画の変更に</p>	<p>(1)の項に掲げる場合、住宅の種類および床面積(当該計画の変更に</p>

<p><u>変更の認定</u>の申請に対する審査の手数料</p>	<p>係る部分の床面積の2分の1)の区分に応じて定める額。ただし、<u>法第5条第6項第4号イもしくはロまたは第5号イもしくはロ</u>に掲げる事項のみを変更する場合にあっては、15,000円</p>	<p>係る部分の床面積の2分の1)の区分に応じて定める額。ただし、<u>法第5条第6項第4号イもしくはロまたは第5号イもしくはロ</u>に掲げる事項のみを変更する場合にあっては、26,000円</p>	<p><u>たは長期優良住宅維持保全計画の変更の認定</u>の申請に対する審査の手数料</p>	<p>係る部分の床面積の2分の1)の区分に応じて定める額。ただし、<u>法第5条第8項第4号イもしくはロ、第5号イもしくはロまたは第6号イもしくはロ</u>に掲げる事項のみを変更する場合にあっては、15,000円</p>	<p>係る部分の床面積の2分の1)の区分に応じて定める額。ただし、<u>法第5条第8項第4号イもしくはロ、第5号イもしくはロまたは第6号イもしくはロ</u>に掲げる事項のみを変更する場合にあっては、26,000円</p>
<p>(3) 法第9条第1項および第3項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査の手数料</p>	<p>1件につき 15,000円</p>		<p>(3) 法第9条第1項および第3項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査の手数料</p>	<p>1件につき 15,000円</p>	
<p>(4) 法第10条の規定に基づく地位の承継の承認の申請に対する審査の手数料</p>	<p>1件につき 15,000円</p>		<p>(4) 法第10条の規定に基づく地位の承継の承認の申請に対する審査の手数料</p>	<p>1件につき 15,000円</p>	
<p>(5) 法第18条第1項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査の手数料</p>	<p>1件につき 160,000円</p>		<p>(5) 法第18条第1項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査の手数料</p>	<p>1件につき 160,000円</p>	